機械設備工事特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1　工事名称　両神ふるさと総合会館３階空気調和設備改修工事
2　工事場所　埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄地内
3　工　期　契　約　日　から　令和７年１０月３１日
　現場施工期間　令和　年　月　日　から　令和　年　月　日
　現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。
4　建物概要

	建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
①	両神ふるさと総合会館	RC構造	3階建て			
②						
③						
④						
⑤						

5　工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別 ①	②	③	④	⑤	屋外
● 空気調和設備	一式					
○ 換気設備						
○ 排煙設備						
○ 自動制御設備						
○ 衛生器具設備						
○ 給水設備						
○ 排水設備						
○ 給湯設備						
○ 消火設備						
○ 厨房機器設備						
○ ガス設備						

6　指定部分　※無　・有
　対象部分：　工期：令和　年　月　日
7　主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
　1　専任期間の始期
　請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間　・令和　年　月　日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
　2　専任期間の終期
　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
　3　専任期間の中断
　自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
8　工事範囲　図示のとおり
9　機械設備工事概要
　空気調和設備改修室内機　撤去新設　２４台
　空気調和設備改修室外機　撤去新設　４台

埼玉県環境配慮方針の適用項目（１２）（該当項目数：　）	・長寿命機材の選定（２－３－③）　・設備更新を踏まえた計画（２－３－④） ・再生品の優先使用（２－３－⑥）・有害物質の放散量が少ない材料の使用（２－４－②） ・発生材の再資源化を推進（３－１－⑥）・フロン等の回収、破壊を行う（４－１－①） ・代替フロンの使用抑制（４－１－②）　・新冷媒の採用（４－１－③） ・太陽熱利用システムの導入（５－１－②）　・高効率機器の採用（５－２－②） ・ゾーニングの工夫（５－３－①）・外気冷房制御の導入（５－３－②） ・搬送動力の低減（５－３－③）　・ヒートポンプの採用（５－３－④） ・熱回収システムの導入（５－３－⑤）　・コージェネレーションの導入（５－４－①） ・節水機器の採用（６－１－①）・雨水利用（６-１-③）　・排水再利用（６-１-④） ・アスコン廃材の再利用（６-３-②）　・再生塩ビ管の採用（６-３-③）

10　電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。

Ⅱ　工事仕様

1　共通仕様
（１）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
　なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
（２）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
（３）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2　特記仕様
（１）章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
（２）特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。
　○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章：●一般共通事項特記事項

項目	特記事項
① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。 使用機材等については、ｱｽﾍﾞｽﾄ含有の有無を確認し、ｱｽﾍﾞｽﾄを含む機材は、使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
2 電気保安技術者	・置く　※置かない
③ 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
4 技能士の適用	・配管施工（配管工事）　・建築板金施工（風道制作及び取付け） ・熱絶縁施工（保温工事）・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付）
⑤ 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね３ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。
6 監督員事務所	本工事で　・設ける（規模　　）　※設けない
⑦ 官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。
8 工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。
⑨ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが　※できる　・できない
⑩ 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。　・本工事とする。
11 建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。
12 埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類）　・山砂の類
13 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、表層以外において監督員の了解を得た上で、　・使用できる。　※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、１購入あたり１検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
14 発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は　※本工事　・別途） （１）引渡しを要するもの（　　） （２）買取処分をするもの（　　） （３）再生資源化を図るもの（・硬質塩化ビニル管　・　　） （４）特別管理産業廃棄物（　　） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。
15 容量等の表示	（１）機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
16 配管	（１）地中埋設配管（排水管を除く） １）地中埋設標（コンクリート製）　※要（図示の箇所）　・不要 ２）地中埋設鋲（キャッツアイ）　※要（舗装部の分岐、曲部）・不要 ３）埋設表示テープ（２倍折込み）　※要　・不要
⑰ 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針　2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度K_h及び設計用鉛直震度K_v（K_v＝／２）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

設計用水平震度

設置場所	耐震安全性の分類 ・特定の施設 重要機器	・特定の施設 一般機器	・一般の施設 重要機器	・一般の施設 一般機器
上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
	〈2.0〉	〈1.5〉	〈1.5〉	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	〈1.5〉	〈1.0〉	〈1.0〉	〈0.6〉
１階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	〈1.5〉	〈1.0〉	〈1.0〉	〈0.6〉

（注）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
　〈　〉内の数値は水槽類に適用する。
※上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階建以上の場合は上層４階）
中間階とは地下階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し）
重要機器は次のものを示す。
　給水装置　排水装置　換気機器　空調機器　熱源機器
　防災設備　監視制御設備　危険物貯蔵装置
　火を使用する設備　避難経路上に設置する機器

⑰-1 あと施工アンカー　機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
　重量１００ｋｇを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。
　施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
　金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。
　接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
　（原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。）
　あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に１か所引張試験を実施すること。

●一般共通事項特記事項（続き）

⑱ 防露保温工事　標準仕様書第２編によるほか下記による。

空気調和設備工事の保温の種別

区分	施工箇所	保温種別
ドレン管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b ・(ハ)・Ⅶ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ
	浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ
蒸気管	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅱ
	機械室、書庫、倉庫	B ・(イ)・Ⅱ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D ・(ロ)・Ⅱ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E3・(イ)・Ⅱ
冷水・冷温水管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(ハ)・Ⅲ
	機械室、書庫、倉庫	B ・(ハ)・Ⅲ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	C1・(イ)・Ⅲ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D ・(ハ)・Ⅲ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E3・(ハ)・Ⅲ
温水管（膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	B ・(イ)・Ⅰ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D ・(ロ)・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E3・(イ)・Ⅰ

（注）１．消火、排水及び通気管のうち見えかかり部は塗装を施す。
　２．排水管の管種が耐火二層管、耐火ＶＰの場合は、保温を要しない。
　３．施工種別ｂの材料及び施工順序３、４に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
　４．機器類の保温材の種別は、（※グラスウール　・ロックウール）とする。
　５．消火管屋外露出部保温仕様は、e3・（ハ）・Ⅶとする。
　６．便所内露出ＳＵＳ管及び流し内露出ＳＵＳ管は保温を要しない。
　７．空調設備を要する便所（特別支援学校等）以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。
※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてＦ☆☆☆☆とする。

19 防凍保温　※屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚40mmの防凍保温を行うこと。
・図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は下記仕様により防凍保温を行う。
　※保温仕様は保温厚さを40mmとする。
　・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

20 塗装　下記の亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
　※機械室、書庫、倉庫　・
下記の金属電線管は塗装を行う。
　※屋外露出　※多湿箇所　屋内露出（※見えかかり部　・　　）

㉑ 電線　特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
　ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。

給排水衛生設備工事の保温の種別

区分	施工箇所	保温種別
給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b ・(ハ)・Ⅶ
	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ
	ＰＳ内及び空隙壁中	―
	県営住宅ＰＳ内	c2・(ハ)・Ⅶ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	―
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ
排水及び通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	―
	機械室、書庫、倉庫	―
	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ
	ＰＳ及び空隙壁中	―
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ
給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(イ)・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	b ・(イ)・Ⅰ
	天井内	c2・(ロ)・Ⅰ
	ＰＳ内及び空隙壁中	d ・(ロ)・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(イ)・Ⅰ

（注）１．消火、排水及び通気管のうち見えかかり部は塗装を施す。
　２．排水管の管種が耐火二層管、耐火ＶＰの場合は、保温を要しない。
　３．施工種別ｂの材料及び施工順序３、４に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
　４．機器類の保温材の種別は、（※グラスウール　・ロックウール）とする。
　５．消火管屋外露出部保温仕様は、e3・（ハ）・Ⅶとする。
　６．便所内露出ＳＵＳ管及び流し内露出ＳＵＳ管は保温を要しない。
　７．空調設備を要する便所（特別支援学校等）以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。
※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてＦ☆☆☆☆とする。

●一般共通事項特記事項（付加事項）

22 はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてＸ線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
23 管の埋設深さ	（１）公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 （２）構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで６００ｍｍとする。 （３）その他の場所では、地表面（舗装する部分では路盤材下面）から管の上端まで300mmとする。
㉔ 既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
㉕ 絶縁継手の設置・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と銅管及びこれに類する部分　※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※５０Ａ以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ　・全て絶縁フランジ
26 天井仕上げ区分	（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
27 他工事との取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
㉘ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
㉙ 保険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後１４日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。
㉚ 配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
㉛ 墜落制止用器具（フルハーネス型）	※使用を要する　墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による ・使用を要しない
32 誘導電動機	三相誘導電動機はＪＩＳ Ｃ ４２１３（ＩＥ３）トップランナーモーターとする。
㉝ 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品運用ガイドライン　※適用する　・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、Ａ３二つ折り製本４部とする。
34 その他	工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。

●改修一般事項（付加事項）

① 共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
② 改修部分の足場	本工事で単独に必要となる足場は、下記により設ける。 （１）内部足場　※　脚立足場　・枠組足場　・ （２）外部足場　※Ａ種（枠組足場）・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種　・Ｆ種 ※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
③ 既存部分養生・既存家具等養生	（１）関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は（２）による。） （２）本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート　・合板　・
④ 備品等の移動	・別途工事　・本工事　※接続配管等の取外し、接続は本工事
5 仮設間仕切り	（１）関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は（２）による。） （２）本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ※Ａ種　単管下地全面シート張り　・
⑥ 撤去後機材の扱い	（１）改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 （２）撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
⑦ 支持金物の再使用	（１）インサート金物　・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 （２）形鋼支持金物等　・再使用できる　※新品
⑧ あと施工アンカーの種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
⑨ フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入　・フロン再生後引き渡し　・未再生引き渡し 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき処理すること。
⑩ 総合調整	・全体再調整　※改修部及び影響部のみ調整
⑪ 既設基礎類の解体はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
⑫ アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。
13 その他	（１）図面上の縮尺は、ＪＩＳ　Ａ1版とした縮尺とする。 （２）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。

2024.4

設計年月日		課長	副課長	主幹	主査	担当	縮尺	工事名称	図面名	図面番号
2025年4月	小鹿野町						ＮＳ	両神ふるさと総合会館３階空気調和設備改修工事	機械設備工事特記仕様書（１）	Ｍ－０１